

東村山市第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定方針

1. 東村山市第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の位置づけ

(1) 法律上の位置づけ

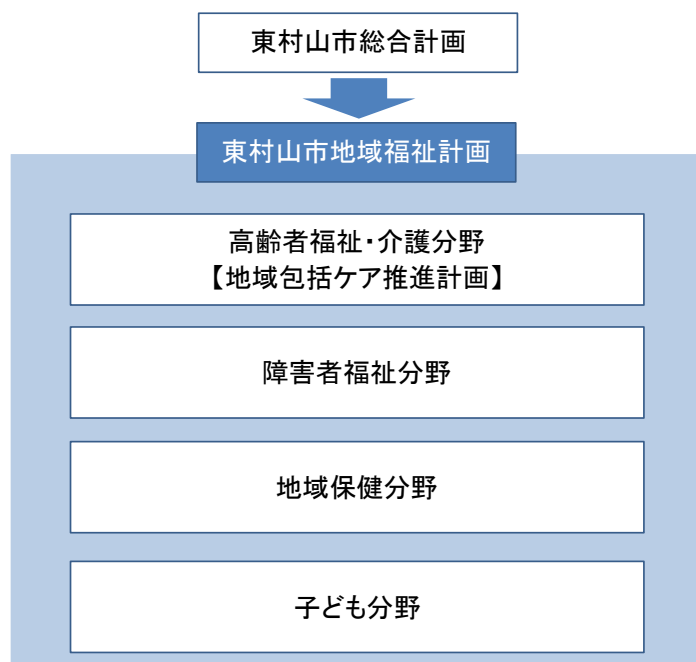
① 老人福祉法

- ・ 「市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。」（第二十条の八第一項）
- ・ 「市町村老人福祉計画は、介護保険法第一百七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。」（第二十条の八第七項）

② 介護保険法

- ・ 「市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。」（百十七条第一項）
- ・ 「市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。」（百十七条第六項）

(2) 東村山市の計画上の位置づけ



- ① 第 5 次地域福祉計画（平成 30 年度から平成 35 年度）
- ・ 保健福祉関連の基本理念、基本目標を設定
- 【参考】第 4 次地域福祉計画（平成 24 年度から平成 29 年度）
- ・ 基本理念：認めあい、つながりあい、支えあうまち 東村山
 - ・ 基本目標：1 みんなでつながり、参加する東村山の福祉
 - 2 相談しやすいしくみづくりとわかりやすい情報提供
 - 3 住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるしくみづくり
 - 4 福祉を推進していくためのまちづくり
- ② 次期地域包括ケア推進計画（第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 30 年度から平成 32 年度）
- ・ 第 5 次地域福祉計画に掲げた基本理念、基本目標を実現するための分野別計画
 - ・ 第 7 期計画期間に展開する施策を掲げるとともに、第 7 期における介護保険サービス利用者数及び利用量見込みの推計と介護保険料の設定を行う。

2. 計画策定にあたっての基本方針

（1）的確な現状分析

計画が高齢者の日常生活地域の実態に即したものとなるよう、的確な現状分析を行う。国が示す基本方針や当市の地理的条件、社会的条件等を踏まえるとともに、当市の高齢者の実態把握や給付分析等の情報を収集し、計画策定の基礎資料とする。

（2）市民・関係団体からの意見聴取

計画が被保険者をはじめとする市民や関係団体の意見を踏まえたものとなるよう、市民・関係団体からの意見聴取を行う。市民へのアンケート調査や事業所からの意見聴取等により、市民・関係団体のニーズや課題を把握する。また、計画案に対するパブリックコメントを行い、施策の展開に市民意見を反映する。

（3）介護保険事業の安定した運営を行うための施策の展開

介護保険事業が将来にわたって安定した運営を行っていくための施策を計画に盛り込む。介護保険は、各保険者の給付する介護サービスの量や種類等が、各保険者の保険料水準に反映される制度である。介護保険事業の財政的な安定運営を継続するため、当市に必要なサービスの量、種類等を精査した上で適正な施策を展開するとともに、介護給付適正化事業や介護予防事業に取り組む計画とする。

特に第 6 期計画において重点的に取り組んできた住民主体の介護予防を通じた地域づくりや医療・介護の連携の推進を継続していく。また施設整備については整備方針の決定から事業所開設までに一定期間を要することから、中長期的な視点で計画的に推進していく。

3. 計画策定の体制、スケジュール

(1) 計画策定の体制

- ・ 地域包括ケア推進協議会
- ・ 保健福祉協議会
- ・ 庁内検討会

(2) スケジュール

- ・ 28 年度：現状分析、情報収集（基礎調査の実施）⇒基礎調査報告書
- ・ 29 年度：課題の整理、具体的な取り組みの設定 ⇒計画案
：サービス利用量見込みと介護保険料の設定 ⇒計画